◆参議院法制局における障害者である職員の任免の状況（令和８年６月１日現在）

令和８年 11 月５日

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）に基づき、厚生労働省に報告した令和８年６月１日現在の障害者である職員の任命の状況は、以下のとおりです。

A 任免状況

① 職員の数

a 職員の数（短時間勤務職員を除く） 72 人

b 短時間勤務職員の数 0 人

c 職員の総数 =a+(b×0.5) 72 人

② 除外職員の数

d 除外職員の数（短時間勤務職員を除く） 0 人

e 短時間勤務除外職員の数 0 人

f 除外職員の総数 =d+(e×0.5) 0 人

③ 旧除外職員の数

g 旧除外職員の数（短時間勤務職員を除く） 0 人

h 短時間勤務旧除外職員の数 0 人

i 旧除外職員の総数 =g+(h×0.5) 0 人

④ 身体障害者、知的障害者又は精神障害者である職員の数

(ﾍ) 身体障害者の数 * 人

(ﾇ) 知的障害者の数 * 人

(ﾀ) 精神障害者の数 * 人

B 上記に基づく計算

⑤ 現在設定されている除外率 0%

⑥ 基準割合 ={③i/(①c-②f)}×100 0%

⑦ ⑥に基づく除外率 0%

⑧ 適用される除外率 0%

⑨ 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員の数 =①c-②f-{(①c-②f)×⑧} 72 人

⑩ 障害者計 * 人

⑪ 実雇用率 =(⑩/⑨)×100 * %

⑫ 法定雇用障害者数を達成するために採用しなければならない身体障害者、知的障害者又は精神障害者の数 0 人

Ｄ 障害者雇用推進者
（役職名）総務課長
（氏　名）伊藤正規

Ｅ 障害者活躍推進計画及びその取組の実施状況を公表しているＵＲＬ
https://houseikyoku.sangiin.go.jp/introduction/bureau/shougaishakatsuyaku.htm

※ 厚生労働大臣に通報した事項のうち「Ａ④身体障害者、知的障害者又は精神障害者である職員の数」中のその他の事項（*を含む)、「Ｂ上記に基づく計算」中の⑩ ⑪及び「Ｃ障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる種類別の身体障害者数」については、雇用している障害者が少数のため、特定の者が障害者であること及びその障害の程度等が推認されるおそれがあることから非公表。